

労働基準関係法令違反に係る公表事案

沖縄労働局

最終更新日 令和6年10月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
街クリーン(株) 島尻 環境美化センター	沖縄県南城市	R5.11.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	機械のベルト及びローラーの回転部分に、覆い等を設けることなく、労働者に作業を行わせたもの	R5.11.16送検
(医) 社団菱秀会 KIN 放射線・健診クリニック	沖縄県国頭郡金武町	R6.2.19	労働基準法第15条	労働者1名に対し、労働条件について書面を交付する等により明示しなかったもの	R6.2.19送検
(有) 大洋建設	沖縄県うるま市	R6.3.19	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2	移動式クレーンを用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R6.3.19送検
宮古製糖(株)	沖縄県宮古島市	R6.5.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械を用いて運搬作業を行った際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R6.5.7送検
アイランド(株)	沖縄県石垣市	R6.5.15	労働基準法第32条 労働基準法第36条	労働者に、月100時間以上、複数月を平均して月80時間を超える違法な時間外労働及び休日労働を行わせたもの	R6.5.15送検
K I T O (株)	沖縄県中頭郡西原町	R6.5.24	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第375条	土止め支保工作業主任者に、土止め支保工の腹起しの取り外し作業を直接指揮させる等の職務を行わせていなかったもの	R6.5.24送検
(株) 南西楽園リゾート ホテルシギラミラージュ	沖縄県宮古島市	R6.6.3	労働基準法第32条	月100時間以上の違法な時間外労働を行わせたもの	R6.3.21送検
(株) 綿半工務	新潟県新発田市	R6.6.20	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第636条	関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、必要な作業間の連絡および調整を行っていなかったもの	R6.6.20送検
(株) 暁総業	沖縄県那覇市	R6.6.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用したものの	R6.6.20送検
(有) 銘苅工業	沖縄県国頭郡金武町	R6.8.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条	足場に安全に昇降するための設備を設けなかったもの	R6.8.1送検
(株) 奥浜組	沖縄県那覇市	R6.9.2	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	関係請負人の労働者が足場上で作業を行うに当たり、足場の墜落防止設備を設けていなかったもの	R6.9.2送検
富島総業(株)	沖縄県宮古島市	R6.9.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第564条	足場組立て作業で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に幅木の取り付け作業を行わせたもの	R6.9.2送検